

生命保険が相続対策に適している理由

1. 費用対効果が確定している。
2. 保険金が現金で支給される。
3. 1人当たり500万円の控除がある。
4. 「後払い地代一生分」ともいえる相続税を、
月々の前払いに転換できる。

1. 費用と効果が確定している

ここでいう「費用」とは、毎月払う保険料のことです。また「効果」とは、死亡したときにもらえる保険金のことです。たとえば、45歳の男性の場合「毎月10万7970円の保険料で、死亡保障は3000万円」という終身保険の契約が成立すれば、月々約11万円弱の費用で3000万円という効果が確定するわけですから、これほど確かな作戦はありません。

例えば月々、107,970円払うと…



死後3000万円が支払われる!

2. 保険金は現金で支払われる

相続の問題には、「納税」と「分割」という2つの大仕事がありますが、財産の全部が現金であれば、実はそれほど大きな問題になりません。しかし、現実には、100分の5に入る方たちの財産の大部分は不動産です。所有財産の中の現金の割合を増やすという意味でも、生命保険が活躍するというわけです。「もし、私が死んだら、牛10頭とか豚10頭くれる」という生命保険会社はありません。必ず、現金で支給されます。



3. 生命保険の非課税限度額の計算がある

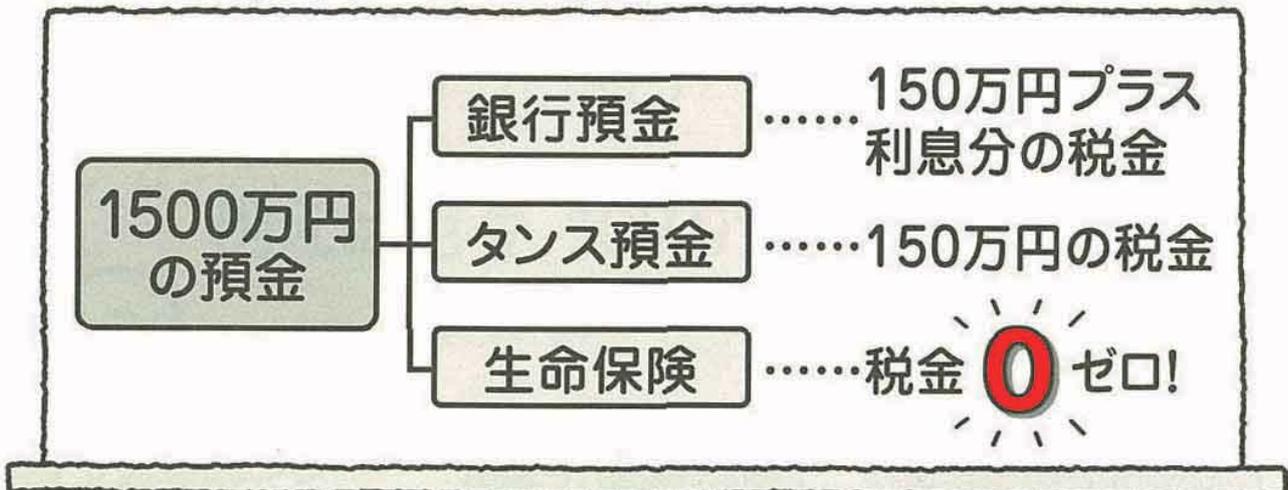
生命保険金は、正式には相続財産でないのに、相続財産とみなされる財産です。相続税を計算する上で、相続人1人当たり500万円は非課税とするルールになっていますので、4人家族のお父さんが亡くなった場合、残された相続人は3人となり、1500万円までの生命保険金は課税されません。

現金は、そのまま銀行に預け入れたら課税されますが、生命保険という形に変えると、非課税限度額は課税されないということになります。同じ1500万円でも置き場所をちょっと変えるだけで、課税されないということもありますので検討してみてください。

最近では、一時払いの年金タイプの保険があり、場合によってはかなり高齢でも購入することができます。専門家に問い合わせてみる価値はあります(80歳まで告知なしもある)。

$$\boxed{500 \text{ 万円}} \times \boxed{\text{法定相続人の数}} = \boxed{\text{非課税限度額}}$$

たとえば税率が10%の場合



納税が、
ゼロと150万円、
どっちがいいですか?



そりゃ、もう...!

4. 相続税の前払いと考えれば

レストランで食事を楽しんだり、高級外車を買ったりすることは、その場で満足感があり、お金を払うことにあまり抵抗感がないものです（ただし、サイフの事情が許す限りですが）。ところが、これが生命保険料となると、そうした直接的な満足感がないので、その支払いはいま一つ気が重いと感じている方が多いようです。

ここで思い切って発想を変えてみてください。すでに勉強したように、土地所有者の方にとって相続税は、国への地代一生分を一括後払いするようなものです。生命保険金を「相続税の支払いに充てる」ことは、この地代を前倒して、しかも月々の支払いに転換するのだと考えるのです。これで、保険料の支払いがずいぶん気楽にできるようになります。



**だから、生命保険は
必ず検討すべき道具なのです！**

